

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和7年11月14日(金) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番	河 島 紀美恵 君	2 番	佐 藤 周 君
3 番	長 沢 正 君	4 番	大 川 勝 弘 君
5 番	四 宮 和 彦 君	6 番	虫 明 弘 雄 君

○出席議員 12名

議 長	中 島 弘 道 君	副議長	青 木 敬 博 君
議 員	竹 本 力 哉 君	議 員	篠 原 峰 子 君
〃	大 竹 圭 君	〃	村 上 祥 平 君
〃	鈴 木 絢 子 君	〃	犬 飼 このり 君
〃	浅 田 良 弘 君	〃	杉 本 一 彦 君
〃	井 戸 清 司 君	〃	宮 崎 雅 薫 君

○オブザーバー 2名

議 員	片 桐 基 至 君	議 員	重 岡 秀 子 君
-----	-----------	-----	-----------

○出席議会事務局職員 5名

局 長	富 岡 勝	局長補佐	里 見 和 彦
係 長	野 田 昌 伸	主 査	高 橋 綾
主 査	山 田 拓 己		

○会議に付した事件

1 市議会12月定例会の運営について

- (1) 議案の付託、即決について
- (2) 請願、陳情の取扱いについて
- (3) 決算大綱質疑について
- (4) 会期及び日程について
- (5) その他

2 その他

- (1) 令和6年度議会費決算の概要について
- (2) 令和7年度議会費12月補正予算について
- (3) その他

○会議の経過概要

○委員長（大川勝弘君）開会する。

○委員長（大川勝弘君）日程第1、市議会12月定例会の運営についてを議題とする。

本議題については、まず、(1) 議案の付託、即決についてから(3) 決算大綱質疑についてまでを協議、決定し、それを踏まえ(4) 会期及び日程についてを協議、決定していきたいと思う。

それでは、(1)から(3)まで事務局長から説明する。

○事務局長（富岡 勝君）順次、説明をさせていただきます。

(1) 議案の付託、即決についてである。資料の1ページから7ページまでを参照願う。提出議案については、専決1件、報告1件、単行16件、補正予算6件及び各会計決算10件の合計34件である。

最初に、専決処分報告1件について申し上げる。市認第17号 令和7年度伊東市一般会計補正予算（第4号）専決処分の報告承認については、令和7年10月31日の市長に対する不信任の再議決に伴い、令和7年12月14日に実施されることとなった、伊東市長選挙の執行経費に係る補正予算について、令和7年11月4日付けで専決処分を行ったため報告承認を求めるもので、補正予算の規模は3,700万円の追加で、補正後の予算規模を325億3,792万4,000円としたものである。補正予算の内容は、市長選挙の執行に係る人件費と事務経費の追加で、財政調整基金を取り崩して実施するものである。専決処分の報告承認については、即決でお願いする。

次に、報告1件について申し上げる。市報第6号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と、病院事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の3会計の資金不足比率を報告するものである。本件については、報告であるので質疑のみとなる。

次に、単行議案16件について申し上げる。まず、市議第11号 令和6年度伊東市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和6年度伊東市下水道事業会計未処分利益剰余金8,326万8,097円のうち、4,803万5,470円を減債積立金へ積み立て、残りの3,523万2,627円を資本金へ組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。なお、本案については、下水道事業会計決算との関連があるので、質疑は、決算大綱質疑において行うこととし、常任観光建設委員会への付託をお願いする。次に、市議第12号 市の義務に属する損害賠償の額を定めるこ

とについては、令和7年9月5日、伊東市水道事業が管理する水道用地内の樹木の枝が落下し、隣接地の自家用自動車の一部に損傷を与えたため、その損害賠償額の決定について議決を求めるもので、事故発生日時は、令和7年9月5日正午頃、事故発生場所は、伊東市湯川453番36湯川小谷水源敷地の隣接地、損害賠償金額は、467,665円である。これまでの例に倣い、即決の扱いをお願いします。

次に、市議第13号 伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたき、伊東市中央児童館及び伊東市玖須美児童館の指定管理者の指定について、市議第14号 伊東市重度障害者サービスセンターひだまりの指定管理者の指定について、市議第15号 伊東温泉観光・文化施設東海館の指定管理者の指定について、市議第16号 宇佐美漁港、富戸漁港、八幡野漁港及び赤沢漁港の指定管理者の指定について、市議第17号 伊東高等職業訓練校の指定管理者の指定について、市議第18号 伊東市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について、市議第19号 伊東市立八幡野保育園の指定管理者の指定について、市議第20号 宇佐美コミュニティセンターの指定管理者の指定について、市議第21号 小室コミュニティセンターの指定管理者の指定について、市議第22号 八幡野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、市議第23号 富戸コミュニティセンターの指定管理者の指定について、市議第24号 伊東市生涯学習センター池会館の指定管理者の指定について、市議第25号 伊東市生涯学習センター赤沢会館の指定管理者の指定について、市議第26号 伊東市生涯学習センター荻会館の指定管理者の指定について、以上14件は、公の施設の管理運営について、それぞれ指定管理者を指定するものである。このうち、市議第13号のはばたき及び児童館、市議第15号の東海館、市議第19号の八幡野保育園の3件については、公募による指定で、それ以外の11件については、伊東市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の特例による指定である。

指定管理の期間は、八幡野保育園を除く13施設は、令和8年度から令和12年度までの5年間で、民営化を検討している八幡野保育園のみ令和8年度から令和10年度までの3年間となる。これら14件については、単行議案として委員会付託を省略し、即決の扱いをお願いしますが、指定管理に係る予算措置については、利用料金制である市議第14号のひだまりと市議第15号の東海館以外は、市議第27号の一般会計補正予算（第5号）で債務負担行為を設定するため、本会議では債務負担行為の設定を含む補正予算の付託後に1件ずつ上程させていただき、それぞれ説明から質疑までにとどめ、最終本会議において、これら債務負担行為の設定をする補正予算の決定をいただいた後に、それぞれ討論、採決を行う扱いとさせていただきたいと思う。なお、市議第14号及び市議第15号については、利用料金制のため債務負担行為の設定がないことから、説明から質疑、討論の後、採決までをお願いします。

また、債務負担行為の設定が、市議第20号の宇佐美コミュニティセンターから市議第23号の富戸コミュニティセンターまでの4件については、伊東市コミュニティセンター指定管理委託料として、市議第24号の生涯学習センター池会館から市議第26号の生涯学習センター萩会館までの3件については、伊東市生涯学習センター指定管理委託料としてまとめているので、それぞれ一括議題、一括質疑とさせていただきたいと存じる。

続いて、補正予算5件について申し上げる。まず、市議第27号 令和7年度伊東市一般会計補正予算（第5号）である。補正予算の規模は、9億968万9,000円の追加で、補正後の予算規模を、334億4,761万3,000円とするものである。本補正予算は、国県支出金の返還金や財政調整基金積立金等、令和6年度歳入歳出決算の確定に伴う経費の整理をはじめ、職員配置の変動等に伴う職員人件費や会計年度任用職員に係る経費の整理などのほか、年度途中に発生した施設修繕等、必要最小限の経費について追加などを行うものである。

歳出款別に主な補正内容を申し上げると、総務費では、年度途中の育休取得職員の代替え等のための職員課持ち分の会計年度任用職員に係る経費等の整理や、老朽化した南一碧台自治町内会館の改修に係る補助金を追加するほか、売上げが好調な競輪事業からの競輪事業収入の増額に合わせ、競輪事業収益金活用基金積立金を増額するとともに、賦課経費におけるeLTA Xに対応するための基幹系システム改修経費や、戸籍住民基本台帳費における国の委託金を活用した住居地等記録端末一式の購入に係る経費の追加などを計上している。

民生費では、介護予防・生きがい活動支援事業における市内認知症対応型共同生活施設が実施する施設非常用自家発電設備設置工事に対する補助金や、生活保護総務費における調査項目や扶助基準の変更に伴う生活保護システム改修経費の増額などを計上している。

教育費では、老朽化による雨漏り等、緊急的な修繕箇所が多発している生涯学習センター中央会館の修繕料などのほか、物価高騰の影響により、増額した当初予算でもさらなる不足が見込まれる学校給食センター等における賄材料費の増額などを計上している。これらの歳出を賄う歳入として、国県の補助金や前年度繰越金、競輪事業収入、地方債などを追加計上している。

そのほか、債務負担行為では、放課後児童健全育成事業委託料をはじめ、市道改築改良舗装工事や水路改良工事請負費などのほか、先ほど指定管理者の指定において説明した14施設のうち、12施設の指定管理に係る令和8年度から令和12年度までを期間とする債務負担行為など、計13件の設定を行うこととしている。なお、本会議における質疑については、1つ目として歳出第1款議会費及び第2款総務費、2つ目として第3款民生費及び第4款衛生費、3つ目として第6款農林水産業費、第7款観光商工費及び第8款土木費、4つ目として第9款消防費、第10款教育費、第13款諸支出金及び第14款予備費、5つ目として歳入全般、債務負担行為の補正及び地方債の補正、以上5つに区分して質疑を行い、予算・決算特別委員会へ

の付託をお願いする。

次に、市議第28号 令和7年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第1号）である。補正予算の規模は、66億8,187万2,000円の追加で、補正後の予算規模を356億8,187万2,000円とするものである。歳入において、車券売上げが好調に推移し、当初予算を大幅に上回る見込みであることからの増額と、令和6年度歳入歳出決算確定による繰越金を整理するほか、歳出においては、勝者投票払戻金をはじめとした売上連動経費や施設改善基金への積立金のほか、一般会計への繰出金等を増額計上するものである。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

次に、市議第29号 令和7年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）である。補正予算の規模は、2,804万円の追加で、補正後の予算規模を82億2,104万円とするものである。歳入において、令和6年度歳入歳出決算確定に伴う繰越金や基金繰入金の整理のほか、子ども子育て支援金制度導入に向けたシステム改修経費に係る国庫補助金を計上するとともに、歳出においては、当該システム改修経費のほか、県支出金返還金等を計上するものである。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第30号 令和7年度伊東市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）である。補正予算の規模は、2億5,645万4,000円の追加で、補正後の予算規模を、97億8,045万4,000円とするものである。主な補正内容は、歳出では、不足が見込まれる居宅介護サービス給付費負担金の増額や、保険給付支払準備基金への積立金の追加のほか、事業費確定に伴う国県支出金返還金の計上などが主なものであり、歳入においては、歳出の給付費の増額に伴う国県支出金や一般会計負担金の増額のほか、前年度決算確定に伴う繰越金の計上が主なものである。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次に、市議第31号 令和7年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）である。補正予算の規模は、7,502万3,000円の追加で、補正後の予算規模を、28億8,302万3,000円とするものである。補正内容は、歳出では、広域連合に対する療養給付費負担金や保険料負担金の追加などが主なものであり、歳入では、前年度決算確定に伴う繰越金のほか、令和6年度事業費確定に伴う広域連合からの負担金返還金の増額などが主なものである。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第32号 令和7年度伊東市水道事業会計補正予算（第1号）である。本補正は、収益的支出の増額を行うもので、収益的支出に124万8,000円を追加し、補正後の額を15億6,789万3,000円とするものである。補正の内容は、先ほど説明した市議第12号の事案に関し、倒木が発生した水道施設の樹木伐採に係る手数料と損害賠償金を追加するものである。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

続いて、決算について申し上げる。市認第18号 令和6年度伊東市一般会計歳入歳出決算から市認第27号 令和6年度伊東市水道事業会計決算までの10件については、一般会計をはじめとした10の会計の令和6年度歳入歳出決算の認定を求めるものである。申合せにより、定例会初日に行われる決算概要説明の終了後、通告を経て、決算大綱質疑を実施することとされているが、市長の失職に伴う市長選挙について、12月7日告示、14日投開票の日程により執行されることが決定された。今12月定例会に関しては、さきの9月定例会から持ち越された決算認定議案が改めて提出されていることから、会期の短縮を図るため、従前の改選期における9月定例会と同様に、告示日に議案と併せて決算概要説明書を配付しているので、これを議場における決算概要説明に代えることで、開会初日から決算大綱質疑を実施するとともに、一般質問は実施しないことといたしたいと存じる。この場合、大綱質疑の通告期限は、11月18日（火）の正午までとなる。

なお、先ほど説明した市議第11号の単行議案についても、関連する下水道事業会計決算と併せて審議することとし、したがって、決算10件及び当該単行議案の本会議における審議については、一括議題として決算大綱質疑により行い、大綱質疑終了後、一般会計は予算・決算特別委員会に、その他は各所管常任委員会への付託をお願いする。

続いて、(2) 請願・陳情の取扱いについてである。さきの9月定例会以降、これまでに受理した陳情等はない。なお、本日以後に提出された請願、陳情の取扱いに関しては、議長において、議会運営委員長及び所管常任委員長と協議の上、決定いただくこととなるので、申し添える。

次に、(3) 決算大綱質疑についてである。申合せにより、決算概要説明及び決算に係る議案に対する質疑として、会派及び会派に所属していない議員により決算大綱質疑をお願いする。持ち時間は、議員1人当たり答弁込みで20分とし、これまでの例により、会派に所属していない議員それぞれに5分を上乘せして、通告に基づきお願いする。なお、通告期限は、先ほども申し上げたとおり、11月18日（火）の正午までとなる。決算大綱質疑の順序については、これまでの例により、大きい会派からとなるので、最初に5人会派の伊東未来、次に4人会派の正風クラブとなるが、3人会派の順序については、改選後初めての大綱質疑となるので、会派結成の届出順により、公明党、政和会、自由民主 伊東の順とし、次回以降は、順番に入れ替えるローテーションを組ませていただく。最後に会派に所属していない議員の順となる。

したがって、決算大綱質疑の順序及び質疑時間を改めて申し上げると、1番目伊東未来100分、2番目正風クラブ80分、3番目公明党60分、4番目政和会60分、5番目自由民主伊東60分、6番目及び7番目は会派に所属していない議員、お一人25分となる。なお、会派に所属していない議員の順序については、通告順とする。

なお、午前中の大綱質疑が早く終了したとしても、その日の午後に予定されている最初の質疑者の開始時間は変えないようにして行うので、あらかじめご了承のほどお願いする。また、大綱質疑をされる議員においては、あらかじめ当局とのヒアリングを経て通告をいただいていることと存じるが、質疑の趣旨を的確にお伝えし、的確な答弁が得られるよう、あらかじめ通告の案文を用意して臨んでいただくことを基本として、議員と当局の双方で内容を確認しながら進めていただくよう、お願い申し上げます。

あわせて、市長、副市長及び教育長が不在の中での決算認定となるので、当局からは、さきの開会要請において、執行の結果を踏まえた新年度予算への反映や、将来的な展望などに関し、政策的な判断を必要とする事柄については、答弁に困難を生じるおそれがあることから、質疑の内容について、一定の配慮をお願いしたい旨の要望があった。このため、議事の円滑な進行を図り効果的に審査ができるよう、ヒアリング等において、当局との間で確認や調整を図った上、大綱質疑に臨んでいただくようお願いする。

以上で、(1) 議案の付託、即決についてから、(3) 決算大綱質疑についてまでの説明を終わる。

○委員長（大川勝弘君）まず、(1) 議案の付託、即決について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

議案の付託、即決については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 請願、陳情の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

請願、陳情の取扱いについては、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 決算大綱質疑について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

それでは、決算大綱質疑を行うかどうか、各会派に伺う。

○1番（河島紀美恵君）実施する。

○2番（佐藤 周君）実施する。

- 3番（長沢 正君）実施する。
- 5番（四宮和彦君）実施する。
- 6番（虫明弘雄君）実施する。
- 委員長（大川勝弘君）なお、あらかじめ議長において、内々、会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、会派に所属していない議員のお二方が実施されるとのことであるので、実施者数については、最大5会派及び会派に所属していない議員2人ということで調整し、決定させていただきたい。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。
発言の順序について、事務局長から説明する。
- 事務局長（富岡 勝君）ただいまの実施者数を踏まえ、発言順序について申し上げる。第1日目、1番目伊東未来、2番目正風クラブ、3番目公明党、第2日目、1番目政和会、2番目自由民主 伊東、3番目会派に所属していない議員の1人目、4番目会派に所属していない議員の2人目となる。以上である。
- 委員長（大川勝弘君）決算大綱質疑については、決算審議に係る大綱の質疑とし、会派及び会派に所属していない議員により関連質疑なしで実施する。また、発言の順序についても、説明のとおりでお願いする。以上のとおり決定することに、異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。
なお、通告期限については、11月18日（火）の正午までとしているので、ご留意願う。
次に、(4) 会期及び日程について及び(5) その他について、事務局長から説明する。
- 事務局長（富岡 勝君）まず、(4) 会期及び日程についてである。
資料8ページ及び9ページを参照願う。会期は、11月21日（金）から12月5日（金）までの15日間の提案である。日を追って、申し上げる。11月21日（金）開会、会期の決定、決算10件及び決算と関連のある市議第11号に対する決算大綱質疑を実施し、22日（土）から24日（月）までは休会、25日（火）は決算大綱質疑の2日目とし、決算大綱質疑の終了後、一括議題とした決算10件並びに市議第11号の予算・決算特別委員会または所管常任委員会への付託をお願いする。

今定例会では一般質問を実施しないので、26日（水）は議案審議に入り、本会議終了後、議場にて予算・決算特別委員会を開催し、各所管常任委員会に対応した分科会を設置して、一般会計補正予算及び一般会計決算を所管分科会に分割送付する。

27日（木）は常任福祉文教委員会及び分科会、28日（金）は常任観光建設委員会及び分

科会を、それぞれ第2委員会室にて続けてお願いし、29日（土）及び30日（日）は休会、12月1日（月）は常任総務委員会及び分科会を、第2委員会室にて続けてお願いする。2日（火）は本会議なし、3日（水）は議場にて予算・決算特別委員会、4日（木）は議会運営委員会、5日（金）を最終本会議とし、委員会付託案件の審査報告及び決定、指定管理者の指定の単行議案12件の決定をお願いいたしたいと存じる。

最後に、(5) その他であるが、事務局からは、特になし。以上である。

○委員長（大川勝弘君）まず、(4) 会期及び日程について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

会期及び日程については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(5) その他について、事務局からはないとのことであるが、12月定例会の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

以上で、日程第1、市議会12月定例会の運営についてを終了する。

○委員長（大川勝弘君）日程第2、その他を議題とする。

(1) 令和6年度議会費決算の概要についてから(3) その他まで、事務局長から説明する。

○事務局長（富岡 勝君）まず、(1) 令和6年度議会費決算の概要についてである。最初に、歳出について説明する。資料11ページ及び12ページを参照願う。歳出は、事務局職員の人件費と議会関係費の2つの事業を総括した決算状況になっている。節ごとに説明する。

1節報酬は、8,994万円で、議員20人分の報酬である。2節給料2,471万1,300円は、事務局職員6人分の給料である。3節職員手当等4,964万9,598円は、議員期末手当のほか、事務局職員の各種手当に要した経費である。4節共済費3,379万2,071円は、議員の共済給付負担金等と事務局職員の共済組合負担金等である。なお、共済費の不用額219万4,929円については、事業2議会関係費における議員共済給付負担金の不用額195万3,600円が大半を占めている。令和6年度の予算額2,797万2,000円は、予算要求当時の負担金率であった31.5%を基に算出しているが、実際には令和6年度の負担金率が29.3%で決定したため、議員標準月額37万円×20人×12月×差分2.2%=195万3,600円が不用となったものの、負担金率の変更に伴う減額補正の時

機を逸してしまったことが不用額を生じた要因となっている。残りの不用額24万1,329円は職員課が算定した事務局職員人件費の差額である。5節災害補償費は支出がなかった。7節報償費についても支出がなかった。

なお、視覚障害者への情報提供として行っている議会報の音訳については、令和5年度までは、音訳サークルのボランティア活動により行っており、これに対し謝礼品代として報償費を支出してきたが、令和6年度からは、広報いとうと同様に、エフエム伊東(株)に音訳データの作製をお願いし、手数料として支出している。8節旅費386万1,982円のうち、費用弁償318万5,554円は、各種議長会、議員行政視察及び議員調査活動の旅費等に係る経費であり、普通旅費62万3,488円は、各種議長会や議員行政視察の随行等に係る事務局職員の旅費で、研修旅費5万2,940円は、事務局職員を対象とした全国市議会議長会主催の研修会等への出席に要した旅費である。

なお、不用額124万8,018円が生じた要因については、常任委員会による議員行政視察に対し12万円、会派又は議員個人による議員調査活動の視察に対し8万円、合計で1人当たり20万円の予算を計上しているが、これらの経費に対して、令和6年度は合わせて114万4,426円の不用額が生じており、旅費の不用額の91.7%を占めている。その要因としては、行政視察等に際して想定よりも費用を要しなかったことが主な要因である。あわせて、申合せにより議長が委員活動を辞退しているため、常任委員会の視察に参加しなかったことも、要因の1つと考えている。9節交際費35万3,190円は、議会が対外的な活動を行うために必要な経費として、諸行事において贈呈する議長賞の盾や記念品購入代、各種団体の総会等出席に伴う負担金や協賛金、また、慶弔費などに支出した。令和6年度は、社会経済活動の正常化に伴い、各種団体において総会等が再開された一方で、災害に対する義援金の拠出がなかったことから、対前年度比2万2,135円、率にして5.9%の減少となっている。10節需用費300万2,581円は、官報、新聞、雑誌等購読料、法規等追録代、プリンターのトナー代等の消耗品費、議会車の燃料費、来客用煎茶等の食糧費、議会だより等の印刷製本費、議会車の点検一式及び部品の交換に係る修繕料である。不用額26万9,419円が生じた要因については、議会報作成に係る経費について、広報いとう及び農業委員会だよりと一括して見積り合わせを行うなど、経費節減に努めており、議会だよりの契約単価減による契約差金が主なものである。

11節役務費25万5,577円は、電話やファクス、インターネット接続料の通信運搬費等である。対前年度比10万9,665円、率にして75.2%の増となった要因については、会議録検索システムについて、Webサイトとそれを閲覧するユーザの通信を暗号化するSSL化の導入に9万6,800円の手数料を要したことが主なものである。12節委託料275

万9, 185円は、本会議や委員会の反訳委託料と会議録検索システムのデータ作成委託料で、会議時間の増加により、対前年度比16万8, 685円、率にして6.5%の増となっている。13節使用料及び賃借料120万5, 770円は、会議録検索システムの使用料や議員用パソコンの機械器具借上料、議員研修会用バスを借り上げた際の自動車借上料、議長会等出張時の有料道路通行料などが主なものである。対前年度比12万9, 150円、率にして12.0%の増加は、令和4年9月にリース契約が期間満了となり、再リースを行っていた議員用パソコン及びネットワーク機器の更新に要した機械器具借上料14万250円の増加が主な要因である。

17節備品購入費18万1, 830円は、議員用プリンターの更新に要した機械器具購入費及び議会図書室用図書を購入した際の図書購入費である。対前年度比13万7, 500円、率にして310.2%の増加は、機械器具購入費16万5, 880円の皆増が主な要因である。

18節負担金補助及び交付金144万3, 424円は、各種議長会の負担金、行政視察や議員調査活動に要した研修費負担金、姉妹都市交歓研修会負担金、議員団体定期保険料が主なものである。対前年度比27万4, 684円、率にして23.5%の増加は、諏訪市議会との交換研修会の開催に要した開催市負担金40万7, 504円の皆増が主な要因である。

26節公課費4万5, 600円は、議会車の車検に伴う自動車重量税であり、車両の登録から15年を迎えたが、13年以上を経過しているため重課の対象となっている。以上が歳出決算の内訳で、令和6年度決算額は、対前年度比1, 080万3, 762円、率にして5.4%増の2億1, 120万2, 108円で、予算額2億1, 594万2, 000円に対し、執行率は97.8%となっている。次に、歳入について説明する。資料10ページを参照願う。

第21款諸収入第6項第3目雑入の4節雑入は、当初予算には計上していないが、令和5年度に掛けた全国市議会議員互助会団体定期保険の配当金と、同定期保険の未経過掛金の返金の合計4万2, 409円を受け入れた。以上が令和6年度議会費決算の概要である。

次に(2) 令和7年度議会費12月補正予算についてである。資料の13ページを参照願う。12月定例会にお願いする議会費補正は、139万円を追加して、補正後の額を2億1, 500万1, 000円とするもので、4月の人事異動に伴う事務局職員の人件費の整理のほか、不足する時間外勤務手当の増額を行うものである。

最後に、(3) その他であるが事務局からは特になし。以上である。

○委員長（大川勝弘君）まず、(1) 令和6年度議会費決算の概要について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

令和6年度議会費決算の概要については、説明のとおり了承願う。

- 委員長（大川勝弘君）次に、(2) 令和7年度議会費12月補正予算について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

令和7年度議会費12月補正予算についてを終了する。

次に、(3) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

以上で日程第2、その他を終了する。

-
- 委員長（大川勝弘君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

-
- 閉会日時 令和7年11月14日（金）午前10時41分（会議時間41分）

以上の記録を認める。

令和7年11月14日

委員長 大川勝弘